

わ た し た ち の

おもい

①自己決定の尊重

私たちの目標は、問題を抱える方の自立支援にあります。問題解決第一歩は、ご本人の自己決定が大事であると考えます。そのために、様々な情報を提供しながら自己決定につながるような相談援助を心がけます。

②アウトリーチ

地域にある困りごとや悩みを待つだけでなく、積極的に出かけていき、声をかけていきます。

③ワンストップ

地域には様々な情報を提供してくれる相談所や機関があります。私たちは、その人に必要と思われるサービス機関の情報を提供するだけでなく、一緒に訪問し、相談や手続きの支援を行ないます。課題が解決するまでおつきあいします。相談するところは基幹センターで全部受け止めることがワンストップです。

④伴走します

自立支援を目指す今後の生活では、就労や住まいの確保などいろいろ課題が予想されます。一つの問題解決で関係が途切れることがないよう、将来の生活を一緒に考えていきます。



お問い合わせ先



☺ 利用について

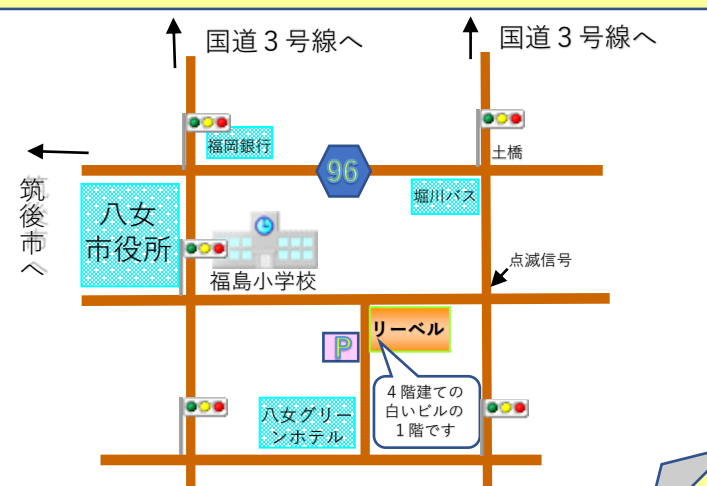
相談は無料です。
電話、来所、訪問もいたします。
お気軽にご相談ください。

☺ 利用時間

月～金 8:30～17:15
※電話については、上記以外は留守番電話に切り替わります。
※土・日・祝日、12/29～1/3は休館です。
但し、事前相談があれば、休館日対応は可能です。

☺ 事務所

住所 八女市本町17番地2
電話 0943-22-2610
FAX 0943-22-2664
URL <http://liber-yame.net>



NPO法人リーベル



八女市障がい者 基幹相談支援センター

障がいをお持ちのみなさんが
「こまったなぁ?!」のときは
ご相談ください



こんな相談を受けています。

基本・一般相談

福祉や日常生活の情報の提供・手続きをお手伝いします。

障害を持つ当事者やその家族などから、次のような相談を受けて支援しています。

「障害福祉サービスについて聞きたい。」「福祉サービスを利用したい。」「障害があるけど仕事をしたい。」「退院後は地域で暮らしたい。」「障害を持つ子どもの成長や将来が心配です。」などです。その他、障害年金や金銭管理についても相談をお受けします。

具体的な相談でなくても困っていることの課題整理から一緒に行なうことができます。

地域移行・地域定着支援

障害者支援施設や精神科の病院などで長期に生活している人で、地域で生活したいと希望されるときに、退所・退院の後の生活の場や通える場などの確保、手続きなどの連絡及び調整の支援を行ないます。

また、地域での生活を開始された方が、引き続き安定した生活の継続が送られるよう、常時の支援体制を作っていきます。

サービス利用相談

何らかの障害福祉サービスを利用する全ての方に、計画書の作成が必要となっています。

当センターでは、サービスを提供する事業所や利用のために必要な計画を作成してくれる事業所を紹介いたします。

福祉サービスの利用の流れは次のとおりです。

①申請

市の福祉課にサービス利用申請を行ないます。
※介護給付のサービス（生活介護や施設入所、ヘルパーなど）を利用するには、障害支援区分申請が必要です。市の調査があり、支援区分1から6の範囲で区分の認定があります。

②計画書の提出依頼

市から利用者に計画書の提出を求められます。

③契約

計画作成を依頼する事業所と契約します。

④計画書の作成（※依頼した事業所が行なう）

利用者から心身の状況や生活の意向、希望などを聞き取り、計画書を作成します。

⑤サービスの支給決定、受給者証の交付

計画書を市に提出後、市よりサービス受給者証が交付されます。

⑥サービスの利用開始

サービスの提供が開始されます。

権利擁護相談

成年後見制度の利用

判断能力の低下によって、財産（金銭）の管理や契約行為を一人で行うことが困難な障害を持つ方に対して、財産管理や身上監護など本人の意思を尊重しながら法律的に支援する成年後見制度の利用についての支援を行います。

虐待を発見したら

障害を持つ方の次のようなことを見つけたら、下記の電話番号に連絡をください。

- ・身体に小さな傷や火傷の跡がひんばんにあり、その傷の説明につじつまがあわない。
- ・急におびえたり怖がったりする。
- ・身体から異臭がしたり、同じ服を着ている。栄養が足りないように見える。
- ・サービスの利用料や公共料金が払えていない。
- ・年金や賃金がどうなっているか本人が知らない。

八女市虐待通報ホットライン

☎090-2580-0294

八女市障害者虐待防止センター

秘密は厳守します。